

告 示

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成26年法律第101号）附則第11条の規定に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和6年3月29日

高 梁 市 長 近 藤 隆 則

記

1. 変更する実質化された人・農地プラン
宇治地区、有漢地区、成羽地区、川上地区、平川地区、西山地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和6年3月25日
3. 変更点
当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）を追加

法人	1 経営体
個人	5 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織